


# 17

朝里・朝里川温泉・新光・新光町(一部を除く)・  
桜3丁目26番 地区

可 燃：燃やすごみ(有料)	小樽市公式 LINEでごみ の分別検索  (二次元コード)
不 燃：燃やさないごみ(有料)	
かん等：かん、びん、蛍光灯・電球、電池(鉛蓄電池を除く) スプレーかん類(カセット式ガスポンペを含む。)	
紙 類：新聞(チラシ・雑がみを含む。)、雑誌・書籍、 段ボール、紙パック、紙製容器包装	
プラ類：ペットボトル、プラスチック製容器包装	

## 令和6年収集カレンダー (2024年)

1	月	火	水	木	金
	1	2	3	不燃	可燃
プラ類	8	可燃	紙類	11	可燃
プラ類	15	可燃	かん等	不燃	可燃
プラ類	22	可燃	紙類	25	可燃
プラ類	29	可燃	かん等		

2	月	火	水	木	金
	.	.	.	不燃	可燃
プラ類	5	可燃	紙類	8	可燃
プラ類	12	可燃	かん等	不燃	可燃
プラ類	19	可燃	紙類	22	可燃
プラ類	26	可燃	かん等	不燃	

3	月	火	水	木	金
	.	.	.	.	可燃
プラ類	4	可燃	紙類	7	可燃
プラ類	11	可燃	かん等	不燃	可燃
プラ類	18	可燃	紙類	21	可燃
プラ類	25	可燃	かん等	不燃	可燃

※小型充電電池・ボタン電池・コイン電池は必ずテープで絶縁して「かん等」の収集日に出してください。

4	月	火	水	木	金
プラ類	1	可燃	紙類	4	可燃
プラ類	8	可燃	かん等	不燃	可燃
プラ類	15	可燃	紙類	18	可燃
プラ類	22	可燃	かん等	不燃	可燃
プラ類	29	可燃			

5	月	火	水	木	金
	.	.	紙類	2	可燃
プラ類	6	可燃	かん等	不燃	可燃
プラ類	13	可燃	紙類	16	可燃
プラ類	20	可燃	かん等	不燃	可燃
プラ類	27	可燃	紙類	30	可燃

6	月	火	水	木	金
プラ類	3	可燃	かん等	不燃	可燃
プラ類	10	可燃	紙類	13	可燃
プラ類	17	可燃	かん等	不燃	可燃
プラ類	24	可燃	紙類	27	可燃
	.	.	.	.	.

7	月	火	水	木	金
プラ類	1	可燃	かん等	不燃	可燃
プラ類	8	可燃	紙類	11	可燃
プラ類	15	可燃	かん等	不燃	可燃
プラ類	22	可燃	紙類	25	可燃
プラ類	29	可燃	かん等		

8	月	火	水	木	金
	.	.	.	不燃	可燃
プラ類	5	可燃	紙類	8	可燃
プラ類	12	可燃	かん等	不燃	可燃
プラ類	19	可燃	紙類	22	可燃
プラ類	26	可燃	かん等	不燃	可燃

9	月	火	水	木	金
プラ類	2	可燃	紙類	5	可燃
プラ類	9	可燃	かん等	不燃	可燃
プラ類	16	可燃	紙類	19	可燃
プラ類	23	可燃	かん等	不燃	可燃
プラ類	30				

※小型家電製品で充電電池が取り外せないものは、小型家電回収ボックスまたは市内の消防署にお持ちください。

10	月	火	水	木	金
	.	可燃	紙類	3	可燃
プラ類	7	可燃	かん等	不燃	可燃
プラ類	14	可燃	紙類	17	可燃
プラ類	21	可燃	かん等	不燃	可燃
プラ類	28	可燃	紙類	31	

11	月	火	水	木	金
	.	.	.	.	可燃
プラ類	4	可燃	かん等	不燃	可燃
プラ類	11	可燃	紙類	14	可燃
プラ類	18	可燃	かん等	不燃	可燃
プラ類	25	可燃	紙類	28	可燃

12	月	火	水	木	金
プラ類	2	可燃	かん等	不燃	可燃
プラ類	9	可燃	紙類	12	可燃
プラ類	16	可燃	かん等	不燃	可燃
プラ類	23	可燃	紙類	26	可燃
プラ類	30	可燃			

### ※ごみ・資源物の分け方・出し方

- 生ごみは、水分を切り「燃やすごみ」に出してください。
- 資源物で、汚れのひどいものや取れない物は「燃やすごみ」または「燃やさないごみ」に出してください。
- 針の付いた医療器具は、医療機関または調剤薬局へ返却してください。
- はさみ・かみそり・包丁などの刃物類は厚紙などで包み「燃やさないごみ」に出してください。
- ※収集日当日の朝8時30分までにしてください。
- ※お住いの地域で決められたごみステーションに出してください。

### ※「小樽市ごみ処理券」の使い方

- 単体で「小樽市指定ごみ袋」に入らず下の条件すべてを満たす場合、直接ごみに貼って出してください。
- 長さが1m以下のもの。
- ひとつの重さが50kg以下のもの。
- 容積が0.1㎡(100リットル)以下のもの。
- (計算方法：縦(cm)×横(cm)×高さ(cm)÷1,000≦100となるもの)
- ごみを入れた、透明・半透明の袋や段ボールに貼って出すことはできません。上の条件を超えるものは粗大ごみになります。
- ※粗大ごみは、右記の収集運搬業者許可業者へ収集を依頼してください。(有料となります)

収集運搬業者許可業者(50音順)	電 話
南大 森 産 業	22-3389
南小樽衛生化学工業	54-7506
南小 原 興 業	54-8316
南クリーンサービス	64-5300
南北海道木村	0133-72-6028
南松 本 産 業	34-1677